

平成23年第10回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成23年11月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成23年11月28日 午前10時30分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 13名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司(欠席)	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	総務課長	小沢辰一
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	教育次長	向山光
病院事務長	荻原憲夫	消防署長	赤羽守
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	宮原修二	事務局長	百瀬辰夫

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第13番 宇 治 徳 庚

議席 第 1 番 永 原 良 子

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成23年第10回(11月)辰野町議会臨時会を開会いたします。ここで船木善司議員、宮原正尚福寿苑事務長が病気のため、また、一ノ瀬元広まちづくり政策課長、林康彦会計管理者が会議のため、それぞれ欠席届けが提出されておりますので報告します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第10回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

ご挨拶を申し上げます。本日ここに第10回辰野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては時節柄お忙しいところご出席を賜りまして感謝を申し上げます。気温の乱高下が続く中で紅葉の前線は南下し、にわかに冬の様相を呈している今日この頃となりました。キノコこそ不作となりましたが水稻、果樹蔬菜等、豊穰の新嘗祭となり何よりであります。平行して狩猟が解禁となったわけでありまして、有害鳥獣駆除を、そのためにご尽力いただくようお願いをいたしたところでございます。議員各位におかれましては、地域主権を見据えた開かれた議会づくりへの新しい試みに取り組み、去る12日には議会基本条例に基づく初めての議会報告会が開催されました。この意義は大変大きく、深く敬意とご期待を申し上げます。また、11月3日文化の日には5名の方に辰野町功績者表彰を顕彰授与することができました。受賞された皆様の長年にわたるご苦勞と、功績に改めて深甚なる感謝を捧げる次第であります。さて、今臨時会で審議されます議案は、国の人事院勧告に準拠して給与改定を12月1日付けに施行するための辰野町一般職員の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、の1議案でございます。提案時にご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願いを申し上げ、臨時議会招集にあたってのご挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席13番、宇治徳庚議員、議席1番、永原良子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので会期を本日、一日としたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日、一日と決定いたしました。日程第3、議案第1号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。9月30日に人事院は国家公務員の給与改定につきまして勧告をいたしました。国は国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の早期成立のために本年の人事院勧告を実施しないことが、閣議決定されたところでございます。当町では今まで人事院勧告に基づきまして給与改定を実施してきたことに鑑み、また、近隣市町村の動向を踏まえる中で本年の給与改定は人事院勧告に準拠して行い、12月の1日に施行するための条例の改正をお願いするものでございます。議案の説明の前に改正の概要を申し上げます。4点でございまして、1点は給料表の改訂でございます。中高年齢層の引き下げを改訂することが主なもので、国の平均でまいりますと率で0.23%。額にしまして1万5,000円を12月の1日から新しい給料表にて施行したいというものでございます。また、今申し上げました2つ目でございますが、減額のこの対象となる職員が受けるべき給料、手当につきまして本年の4月から11月まで今までの分の差額分の減額といたしまして、8箇月分の給与に調整率が0.37%でございますが、これに乗じた額に加えて6月に、去る6月に支給をされました期末勤勉手当の合計額にもこの調整率0.37%に乗じた額のこの両方の合計額をこの12月の期末手当にて減額調整するものでございます。それから3つ目でございますけれども、平成18年の条例改正によりまして2号俸の昇級抑制を受けた職員を対象にいたしまして、この4月1日における号俸を1号、上位に回復

させるものでございます。それから4番目でございますけれども、給与から天引きできる項目には法定控除できるものと、それからチェック・オフと称しまして労使協定によって控除をしているものがございますが、この項目を追加して条例整備を図るものでございます。それでは議案の方を説明をさせていただきます。議案の1ページをお開きください。改正条例の第1条でございますけれども、給与条例の第3条に規定をしております、給与から控除、即ち天引きをできる項目を加えまして、現在ですと1号は組合費、そして7号が駐車場の使用料金、これを天引きができるというふうになっているわけでありますが、この項目に8号といたしまして団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険等の保険料又は掛金、という項目を加えるものでございます。それから下段でございます附則の12項でございますが、これは下段12項を加えるものでございまして、内容は平成18年の給与構造改革におきまして昇級を抑制した2号俸分の内、1号俸を平成24年4月1日に回復をするものでございます。つづきまして2ページをお開きいただきたいと思っております。2ページは第5条、別表給料表の改正でございまして、この表は中高年齢層に厚く減額をし全体の平均では0.23%の減額とするものでございまして、16ページまでこの給料表が続いておりますが5ページの医療職給料表一表に改正はございません。そして各級の後半の高年齢層につきまして減額をしてある給料表でございます。これが新しい給料表ということになるわけでございます。そうしましたら16ページまで進んでいただきまして、16ページの中程をお開きいただきたいと思っております。こちらは改正条例の第2条でございまして、これは附則第7項の改正であります。平成18年の給与改定におきまして給料月額が減額となった職員に対しまして、当時の給料月額を保障するその額の算出にあたりましてその額を今回の給与の引き下げ改定に伴いまして、算定率の減額を行うというものでございます。そしてその下段の附則の関係でございますけれども、この第1項は施行日でございまして平成23年の12月1日としたいとするものでございます。2項につきましてはこれは18ページまで及んでおりますけれども、本年の4月から11月までの間の期間の格差相当分をこの12月の期末手当にて減額調整するための特別措置でございます。4月から11月までの8箇月分の給料とそれから6月の期末勤勉手当の額にさきほど申し上げました調整率0.37%を乗じた額を、この来月の12月の期末手当から減額するという内容でございます。それぞれ詳しく書いてある関係で条例が分かりにくくなっておりますが、内容はそういうことで

ございます。18ページにいていただきまして18ページの一番下段、3項でございますけれどもこちらは委任事項でございます。以上が今回の改正の条例の提案理由でございます。議員各位のご賛同をいただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

2点質問したいと思います。1点は今回の給与改定につきまして職員団体との話し合いの状況についてどのようになっているかお伺いをしたいと思います。2番目は只今説明がありました、平成18年に2号俸のダウンを受けた職員の皆さんに対して今回1号俸をそれを改善するというようなことになっているんですけども、この該当職員は何名なのか、職員の数をお願いしたいと思います。

○総務課長

さきに、職員の職員団体との交渉の経緯でございますけれども、11月の22日に職員労働組合と協議をさせていただきました。それまでに上伊那の広域連合の中で各町村の動向等もですね研究をする中で、交渉の機会は遅くなったわけでありましてけれども、概ね県下の動向等も出揃ったところで交渉させていただきました、今日までにその合意を得ております。18年に昇級抑制を受けた職員の数であります、ちょっと手元の資料ではございませんが大方7、8割の職員が対象となっているのでございます。またこの給料の中味につきましては、12月の定例会におきまして給与関係の給与費の補正をお願いを申し上げますので、その時にご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会に付議された事件は全部終了いたしました。よって平成23年第10回辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

11月28日 午前 10時 47分 閉会

この議事録は、議会事務局長 飯澤誠、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであつて内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 13番

署名議員 1番